

制 定 平成16年 4月 1日近運自二公示第 72 号  
最終改正 令和 8年 2月20日近運自二公示第 42 号

## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の 許可等の申請に関する審査基準について

要介護者等の輸送サービス（以下「ケア輸送サービス」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（以下「福祉輸送事業」という。）の許可等の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和8年2月20日

近畿運輸局長 服 部 真 樹

#### 記

#### 1. 福祉輸送事業の許可の対象となるケア輸送サービスの範囲

##### （1）業務の範囲

以下に掲げる者及びその付添人の輸送であって、当該運送の引受けを営業所のみにおいて行う輸送に限る。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

##### （2）使用する事業用自動車

使用する事業用自動車は、以下の①・②に掲げる自動車とする。

- ① 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車（以下「福祉自動車」という。）。

なお、福祉自動車に乗務する者は、以下のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。

ア 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。

イ 介護福祉士の資格を有していること。

ウ 訪問介護員の資格を有していること。

エ サービス介助士の資格を有していること。

- ② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、以下の要件のいずれかを満たした者が乗務する自動車

ア 介護福祉士の資格を有していること。

イ 訪問介護員の資格を有していること。

ウ 居宅介護従業者の資格を有していること。

## 2. 営業区域

- (1) 府県を単位とするものであること。

ただし、府県の境界に接する市町村（政令指定都市にあっては区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接府県の隣接する市町村（政令指定都市にあっては区をいう。以下「隣接市町村」という。）であって、近畿運輸局長が適当と認める場合には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

- (2) 営業区域に営業所を設置するものであること。

## 3. 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内（2.（1）ただし書きによる隣接市町村の区域を除く。）にあること。

なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。

- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

#### 4. 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

#### 5. 最低車両数

- (1) 申請する営業区域において、営業所に1両以上の事業用自動車を配置するものであること。
- (2) (1)の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合には、いずれの営業所においても1両以上の事業用自動車を配置するものであること。

#### 6. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設するものであること。  
ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- (2) 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- (3) 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。  
ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- (4) 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- (7) 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。  
なお、前面道路が私道の場合にあつては、原則として当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があること。

#### 7. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- (1) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- (2) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (3) 事業計画に照らし運転者及び特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。
- (4) 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

#### 8. 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。

#### 9. 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条（昭和35年法律第105号）の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

#### 10. 管理運営体制

- (1) 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- (2) 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき近畿運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- (3) 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- (4) 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- (5) 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- (6) 上記(2)～(5)の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- (7) 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- (8) 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- (9) 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。  
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会

社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。)

(10) 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

#### 11. 運転者等

- (1) 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- (2) 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること
- (3) これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- (4) 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- (5) 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

#### 12. 資金計画

(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- (イ) 車両費 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等
  - (ロ) 土地費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
  - (ハ) 建物費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
  - (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格(未払金を含む)
  - (ホ) 運転資金人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
  - (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課(1年分)
  - (ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)
- (2) 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。
- (イ) ① (イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
  - (ロ) ① (ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
  - (ハ) ① (ニ)～(ト)に係る合計額

### 13. 法令遵守

- (1) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- (2) 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。
- (3) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（リ）のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
  - (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
  - (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
  - (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ニ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無

保険) 運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。

(ト) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(チ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(リ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

#### 14. 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

#### 15. 適用

(1) 許可に付した条件の変更又は解除、事業計画の変更、譲渡譲受、合併、分割又は相続、運送約款の認可等の申請については、「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」(平成14年1月18日付け近運旅二公示第9号)を準用する。

(2) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

#### 16. 申請時期等

(1) 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

(2) 標準処理期間

原則として、随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

#### 17. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限

隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可に当たっては、以下の条件及び期限を付すものとする。

(1) 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る。

(2) 期限は認可後2年間とする。

#### 18. 拳証等

申請内容について、客観的な拳証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則（平成16年 4月 1日付け近運自二公示第 72号制定）

1. この公示は、平成16年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可の申請に関する審査基準について」の細部取扱についての定めによるものとする。

附 則（平成16年 7月27日付け近運自二公示第 18号改正）

1. この公示は、平成16年 8月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年 4月28日付け近運自二公示第 10号改正）

1. この公示は、平成17年 4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成18年 9月29日付け近運自二公示第 25号改正）

1. この公示は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成19年 8月13日付け近運自二公示第 26号改正）

1. この公示は、平成19年 9月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年 6月30日付け近運自二公示第 22号改正）

1. この公示は、平成20年 7月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成21年10月 1日付け近運自二公示第 44号改正）

1. この公示は、平成21年10月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成21年11月30日付け近運自二公示第 56号改正）

1. この公示は、平成21年12月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成26年 1月27日付け近運自二公示第 51号改正）

1. この公示は、平成26年 1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成27年10月 1日付け近運自二公示第 29号改正）

1. この公示は、平成27年10月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成28年12月20日付け近運自二公示第 33号改正）

1. この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和 5年10月31日付け近運自二公示第 37号改正）

1. この公示のうち、1.（2）①及び②については、令和 5年10月31日から適用する。その他については、令和 5年10月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

2. 平成26年 5月16日まで一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会等が実施していた「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者については、1.（2）①及び②の要件を満たした者とみなす。

附 則（令和 7年 4月30日付け近運自二公示第 7号改正）

1. この公示は、令和 7年 4月30日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和 8年 2月20日付け近運自二公示第 42号改正）

1. この公示は、令和 8年 1月26日以降に申請を受け付けたものから適用する。